七　変更後における廃棄物埋設施設に係る設備の操作上の過失、機械又は装置の故障、火災、爆発、電源喪失等があつた場合に発生することが想定される異常の種類、程度、影響等に関する説明書

3　［略］

（廃棄物埋設施設等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の申請）

第四条　法第五十一条の六第一項の規定により、廃棄物埋設施設及びこれに関する保安のための措置に係る第二種廃棄物埋設に関する確認を受けようとする者は、別記様式第一による申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　廃棄物埋設施設の設計図、構造図、設計計算書等の設計図書及び廃棄物埋設地にあつては、当該廃棄物埋設地の場所における地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面

二　廃棄物埋設施設の付近の見取図

三　廃棄物埋設施設の工事の方法に関する説明書

四　［略］

五　［略］

2　前項の申請書又は同項各号に掲げる書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

3　第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

（廃棄物埋設施設等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の実施）

第五条　法第五十一条の六第一項の規定による第二種廃棄物埋設に関する確認は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行う。

一　廃棄物埋設地の位置、構造及び設備に関する事項　当該廃棄物埋設地の位置、構造及び設備の状況が確認できるとき。

二　廃棄物埋設地の附属施設の位置、構造及び設備に関する事項　それぞれの施設が完成したとき。

三　坑道の閉鎖に関する事項　坑道の埋戻し及び坑口の閉塞を行うとき。

四　［略］

（廃棄物埋設施設等の技術上の基準）

第六条　法第五十一条の六第一項に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　埋設を行うことによつて、廃棄物埋設施設を設置した事業所に埋設された放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの総放射能量及び区画別放射能量が、法第五十一条の二第一項又は法第五十一条の五第一項の許可に係る申請書及び法第六十二条の二第一項の規定により許可の際に付された条件を記載した書類（以下「許可申請書等」という。）に記載した放射性物質の種類ごとの総放射能量及び区画別放射能量をそれぞれ超えないこと。

二　埋設開始前においては、廃棄物埋設地のうち埋設を行おうとする場所にたまつている水を排除し、埋設時においては、当該場所に雨水等が浸入することを防止する措置を講ずること。

三　［略］

七　変更後における廃棄物埋設施設に係る設備の操作上の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生すると想定される廃棄物埋設施設の事故の種類、程度、影響等に関する説明書

3　［同上］

（廃棄物埋設施設等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の申請）

第四条　法第五十一条の六第一項の規定により、第二種廃棄物埋設に関する確認を受けようとする者は、別記様式第一による申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　当該廃棄物埋設施設の設計図、構造図及び設計計算書並びに廃棄物埋設地にあつては、当該廃棄物埋設地の場所における地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面

二　当該廃棄物埋設施設の付近の見取図

［号を加える。］

三　［同上］

四　［同上］

［項を加える。］

2　前項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

（廃棄物埋設施設等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の実施）

第五条　［同上］

一　放射線管理施設以外の廃棄物埋設施設の組立てに関する事項　それぞれの施設の主要な部分の寸法の測定ができるとき。

二　放射線管理施設の組立てに関する事項　施設が完成したとき。

三　坑道（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。以下同じ。）の閉鎖に関する事項　坑道の埋戻し及び坑口の閉塞を行うとき。

四　［同上］

（廃棄物埋設施設等の技術上の基準）

第六条　法第五十一条の六第一項に規定する第二種廃棄物埋設の事業に係る技術上の基準（以下「廃棄物埋設施設等の技術上の基準」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　埋設を行うことによつて、廃棄物埋設施設を設置した事業所に埋設された放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの放射能の総量が、法第五十一条の二第一項又は法第五十一条の五第一項の許可に係る申請書及び法第六十二条の二第一項の規定により許可の際に付された条件を記載した書類（以下この条及び第八条において「申請書等」という。）に記載した放射性物質の種類ごとの総放射能量を超えないこと。

二　埋設開始前においては、廃棄物埋設地のうち埋設を行おうとする場所（廃棄物埋設地を次項第三号の内部仕切設備によつて区画する場合は埋設を行おうとする区画）にたまつている水を排除し、埋設時においては、当該場所に雨水等が浸入することを防止する措置を講ずること。

三　［同上］